

一般養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲

一般養成施設を卒業(修了)して、受験資格を取得する場合の、養成施設の入学資格を取得できる大学等の範囲は次のとおりです。

(1)「大学等」の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法(以下法と略す)第7条第3号、法施行規則第1条第3項

学校等種類	適 用
大学	学校教育法 旧大学令
大学院への飛び入学	
大学院	学校教育法
専修学校	修業年限4年以上の専門課程
大学評価・学位授与機構	学士、修士又は博士の学位を授与された者
高等師範学校	専攻科
高等師範学校	修業年限1年以上の研究科
女子高等師範学校	
専門学校	旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの(修業年限5年以上)
専門学校研究科	修業年限1年以上(修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの)
防衛大学校	
防衛医科大学校	
水産大学校	独立行政法人水産大学校法 農林水産省組織令
水産講習所	旧水産庁設置法
海上保安大学校	国土交通省組織令 海上保安庁法
職業能力開発総合大学校	長期課程
	長期指導員訓練課程
職業訓練大学校	長期指導員訓練課程
	長期課程
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程
職業能力開発大学校	長期課程
気象大学校	大学部卒業者

(2)「3年制短期大学等」の範囲 法第7条第6号、法施行規則第1条第6項

学校等種類	適 用
短期大学	修業年限3年 夜間授業を行う学科又は通信教育の学科を除く。
高等学校	専攻科
中等教育学校	修業年限3年以上
特別支援学校(旧盲学校、聾学校、養護学校)	夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。
専修学校	修業年限3年以上の専門課程 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限3年以上 夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く。
職業能力開発総合大学校	訓練期間3年以上の専門課程又は応用課程
職業能力開発大学校	
職業能力開発短期大学校	訓練期間3以上の専門課程
職業訓練短期大学校	訓練期間3以上の専門課程

(3)「2年制短期大学等」の範囲 法第7条第10号、法施行規則第1条第9項

学校等種類	適 用
短期大学	
高等専門学校	
高等学校	
中等教育学校	専攻科 修業年限2年以上
特別支援学校(旧盲学校、聾学校、養護学校)	
専修学校	修業年限2以上の専門課程
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限2年以上
職業能力開発総合大学校	
職業能力開発大学校	専門課程
職業能力開発短期大学校	
職業訓練短期大学校	専門訓練課程又は特別高等訓練課程 専門課程